

No.	項目	質問	回答	担当
1	その他	最近のアスベスト関連の動きについて教えてください。	最近の主な動きとして、石綿障害予防規則（講義2資料）や大気汚染防止法（講義3資料）が改正され規制等が強化されています。 大気汚染防止法など改正内容については、以下のページをご参照ください。 ■大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（県HP） https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/kaiseitaibouhou.html ■石綿情報総合ポータルサイト（厚生労働省） https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/	神奈川労働局労働基準部健康課 神奈川県環境課大気・交通環境グループ
2	事前調査	ビル経営者へ周知するために確認しますが、どのような工事に事前調査が必要なのか教えてください。	原則すべての解体等工事（建築物等の解体、改造、補修を伴う建設工事）について石綿の事前調査が必要となります。（講義2・3資料） ただし、以下のように、一部例外的に解体等工事に該当しない作業もありますので、詳細は以下のページに掲載している施行通知（令和2年11月30日 環水大発第2011301号）を参照してください。 ■建築物等の解体、改造、補修を行う場合の事前調査 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto/documents/jizentyousa.html ※解体等工事に該当しない作業の例： 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業等については、建築物等の解体等工事に該当しない。	神奈川労働局労働基準部健康課 神奈川県環境課大気・交通環境グループ
3	事前調査	石綿事前調査について、コンクリート躯体は石綿含有無しとしていよいよか。	コンクリート躯体であることをもって石綿含有無しとすることはできず、石綿の事前調査を行う必要があります。	神奈川労働局労働基準部健康課 神奈川県環境課大気・交通環境グループ
4	事前調査	工作物の認識をどこまで考えたら良いのか、建物内の工作物（ボイラーなど）をどう判断したら良いのか、明確な答えを示してほしい。	ボイラーについては、以下のポータルサイトに掲載の資料のとおり、建築物内に設置されたボイラーも特定工作物に該当し、石綿事前調査は工作物石綿事前調査者が行う必要があります。 その他の工作物についても以下のポータルサイト又は環境省ホームページをご確認ください。 ご不明な点等がございましたら、工事を行う場所の所管部署までお問合せください。 ■石綿情報総合ポータルサイト https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/ 上記サイトに掲載している「工作物石綿事前調査者講習標準テキスト」（「リンク・資料」のページ）より抜粋 『例』ボイラー・圧力容器 特定工作物に該当するボイラー・圧力容器は「安衛法施行令第1条第3号で規定するボイラー、（中略）に該当するものになります。なお、 <u>建築物内に設置されたボイラーも特定工作物に該当し、石綿事前調査は工作物建材調査者の資格者が行う必要があります。</u> 』 ■改正大気汚染防止法について（環境省HP） （「特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物」（環境省告示第77号）） https://www.env.go.jp/air/post_48.html	神奈川労働局労働基準部健康課 神奈川県環境課大気・交通環境グループ
5	事前調査	建築物解体の石綿事前調査で留意すべき点はありますか。（特殊な現場状況の場合）	特殊な状況の例として、老朽化等により崩れ落ちる可能性のある建築物の調査では、調査者の安全が確保できないため、そのような現場では行政との事前相談を行い、目視調査ができない箇所は有りとしてみなす等の対応が必要になるケースが考えられます。 また、以下のマニュアル（付録Ⅰ「事前調査の方法」等）に事前調査における留意点等が掲載されていますので参考にしてください。 ■建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省HP） https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html	神奈川県環境課大気・交通環境グループ
6	事前調査	石綿事前調査等の報告で無効となった調査報告、修正が求められた事案はあるのか。	無効となった調査報告の例としては、石綿作業主任者が事前調査を行っていた事例があり、建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による再調査を指導しました。 修正を求めた事例としては、調査及び分析を実施した者の講習実施機関名が未入力であった事例、1970～1980年代の鉄筋コンクリート造の建物の事前調査にて石綿含有が疑われる建材がないという調査結果に対して、誤入力又は調査漏れがないか再確認を要求した事例があります。	神奈川県環境課大気・交通環境グループ
7	事前調査	スライド20では、「2 分別解体等の計画の作成」というところに「※」で「アスベスト等の有害物質等の有無の調査など」と記載がありますが、「1 建築物等に関する調査の実施」の段階で調査をしてもよいのでしょうか。（1と2の間に何か手続きがあるということでしょうか。）	スライド20の「※」の注記は、「分別解体等の計画」に記載すべき内容を示すものであり、アスベスト等の有害物質の有無を確認する調査結果を踏まえて計画を作成する必要があることを意味します。 なお、アスベストに関する事前調査は、大気汚染防止法等に基づき工事着手前に実施が義務付けられているため、建築物等に関する調査の実施段階（1の段階）で行うことが適切です。	神奈川県技術管理課建設リサイクルグループ
8	事前調査～解体等	リフォームの場合の石綿事前調査から報告、解体、注意点、揭示物、報告等を細かく教えてください。	リフォームの場合も大気汚染防止法等に基づく石綿の事前調査を行う必要があります。 事前調査結果の報告方法、必要な手続、揭示物等については以下のページのほか、講義2・3資料をご確認ください。 ■アスベスト除去等工事の手続きについて（大気汚染防止法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例） https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html	神奈川労働局労働基準部健康課 神奈川県環境課大気・交通環境グループ
9	解体工事	解体等工事の契約相手先の請負業者の必要な資格取得者を確認し、契約する事が求められるのか。	労働安全衛生法及び大気汚染防止法では、工事の契約前に、請負業者に石綿事前調査に係る資格取得者がいるかの確認に係る規定はありません。	神奈川労働局労働基準部健康課 神奈川県環境課大気・交通環境グループ
10	解体工事	建築物の解体時の石綿除去について留意すべき点がありますか。（特殊な現場状況の場合）	建築物の解体工事中に壁を外した際にアスベストが疑われる吹付け材が確認されたため、石綿事前調査結果を確認したところ、調査漏れであることが判明し、解体作業を中止して、事前調査及び作業計画の提出を求めた事例があります。 また、以下のマニュアル（付録Ⅳ「石綿含有建材除去等工事において注意が必要な工事事例」等）に注意点等が掲載されていますので参考にしてください。 ■建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省HP） https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html	神奈川県環境課大気・交通環境グループ

11	解体工事	老朽化している工場の解体方法について教えてください。	老朽化している工場であっても大気汚染防止法等に基づき事前に石綿の事前調査を行い、石綿がある場合は適切な石綿ばく露防止対策を講じてください。 また、老朽化により崩れ落ちる可能性のある場合では、作業者の安全を十分に確保することが必要になります。	神奈川県労働局労働基準部健康課 神奈川県環境課大気・交通環境グループ
12	解体工事	アスベスト飛散事故発生時にはどのように対応されているのでしょうか。	アスベスト除去工事に係る環境調査において大気中の石綿繊維数濃度が1本/Lを超えたときなどの非常時や、総繊維数濃度が1本/Lを超えたときは、直ちにその旨を知事に通報するとともに、除去の作業を中止して石綿の飛散を防止するための応急の措置をとる必要があります。 また、非常時の場合は、これらの措置を講じた後、速やかに「石綿飛散防止に係る応急措置等報告書（県条例第21号様式）」を提出する必要があります。詳細については以下のページをご確認ください。 ■アスベスト除去等工事の手続きについて（大気汚染防止法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例） https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html	神奈川県環境課大気・交通環境グループ
13	解体工事	アスベスト関連のトラブル事例について教えてください。	アスベスト除去工事にてアスベスト繊維が漏洩（1本/L超）したため、工事の中止や養生確認等の点検、周辺環境調査の実施等の対応をした事例があります。 また、以下のマニュアル（付録Ⅴ「作業の順序等が不適切であったと考えられる事例」）に不適正事例が掲載されていますので参考にしてください。 ■建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省HP） https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html	神奈川県環境課大気・交通環境グループ
14	産廃	リフォーム等で発生した産業廃棄物にアスベストが含まれているのかの有無の確認する方法はどのようなものがあるのか。	アスベスト含有有無については、リフォーム等の工事を行う前に大気汚染防止法等に基づき事前調査を行う必要があります。 事前調査の方法としては、必要な知識を有する者により書面及び目視調査を行うこととされています。調査方法の詳細については以下のマニュアル（付録Ⅰなど）をご参照ください。 ■建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省HP） https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html	神奈川県環境課大気・交通環境グループ
15	産廃	アスベスト含有産廃の廃棄方法について教えてください。	廃棄物の種類によって廃棄方法が異なりますので、まずは当該廃棄物が廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、石綿含有一般廃棄物のいずれに該当するかご確認ください。 その上で、一般廃棄物の場合は管轄の市町村へお問合せいただき、産業廃棄物の場合は（特別管理）産業廃棄物の処理基準に従い排出事業者が自ら処分するか、産業廃棄物処理業者等に委託処理してください。 なお、廃棄物の分類や具体的な処理方法については、資料5や環境省の『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）』をご確認の上、個別具体のご相談については所管部署へお問合せください。	神奈川県資源循環推進課指導グループ
16	産廃	アスベスト検出した場合は、全部産廃で良いのか。 それともアスベスト含有建材と非含有を分離してリサイクルにするのか。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を対象としているため、アスベスト含有建材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って処分してください。また、事業活動に伴って発生したアスベスト含有建材については、すべて（特別管理）産業廃棄物として処理してください。 アスベスト含有建材に非含有建材が含まれ分別することが困難である場合は、石綿含有廃棄物とその他の廃棄物とが混ざった廃棄物として取り扱い、その両方の種類の廃棄物の保管基準及び処理基準を遵守してください。	神奈川県資源循環推進課指導グループ 神奈川県技術管理課建設リサイクルグループ